

# 昭島市違反広告物撤去協力員制度実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）に基づき、市が処理するとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項並びに東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「都条例」という。）の規定による違反広告物の撤去について、市民と市が協働して撤去することにより、安全な歩行空間の確保及び美観風致の維持を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法及び都条例に違反し、市内の路上等に表示し、又は掲出されたはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等
- (2) はり紙 紙等に印刷又は手書きされた広告物で、工作物等に貼られたもの又は取り付けられているもの
- (3) はり札等 ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板、鉄板、アルミ板等に紙その他のものをはり、若しくは差し込む等により定着させ、又は直接塗装・印刷をして、容易に取り外すことができる状態で工作物などに取り付けられたもの
- (4) 広告旗 広告の用に供するいわゆるのぼり旗で容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの
- (5) 立看板等 次に掲げる広告物又は掲出物件で、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に移動させることができるもの等に立て掛けられているもの  
ア 木、ビニールパイプ等の枠に紙張り、布張り等をした立看板  
イ ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板、鉄板、アルミ板等に紙その他のものをはり、又は直接塗装・印刷した立看板

ウ 木、ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板、鉄板、アルミ板等で作成された置看板（内照的、外照的を問わない）及びA型看板

エ 立看板に類似の形状で、屋外広告物となるパンフレットやチラシ等を掲出する物件

オ いわゆるベンチに直接印刷・塗装する等により広告物を表示した掲出物件

（6）路上等 市内における道路、水路、公園その他市長が指定する場所

（違反広告物撤去協力員）

第3条 市長は、路上等における違反広告物を撤去するために違反広告物撤去協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（協力員の資格要件）

第4条 協力員は、次の要件に該当する者とする。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

（1）違反広告物の撤去活動に熱意を持ち、継続的かつ積極的に活動をすることができること。

（2）20歳以上であること。

（3）市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務していること。

（協力員の公募）

第5条 市長は、協力員を公募することができる。

2 協力員として登録しようとする者は、原則として1グループにつき2人以上で構成し、グループの代表者を定め、昭島市違反広告物撤去協力員登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（委嘱等）

第6条 市長は、前条第2項の申請に基づき協力員を委嘱する。

2 市長は、協力員に昭島市違反広告物撤去協力員証（様式第2号。以下「協力員証」という。）を交付し、昭島市違反広告物撤去協力員腕章（様式第3号。以下「腕章」という。）を貸与するものとする。

(協力員の任期)

第 7 条 協力員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(協力員の委嘱の取消し)

第 8 条 市長は、協力員が、次の各号のいずれかに該当するときは、協力員の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 協力員から辞退の申し出があったとき。
- (2) 第 4 条に規定する協力員の資格要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が協力員としてふさわしくない行為があったと認めるとき。

(協力員の知識の習得)

第 9 条 市長は、協力員が違反広告物の撤去に関する知識を習得できるよう講習会の開催等必要な措置を行うものとする。

(撤去活動)

第 10 条 協力員は、次に掲げる方法により、違反広告物を撤去するものとする。

- (1) 協力員は、撤去活動を行うときは、協力員証を携帯し腕章を着用するとともに、原則として 2 人以上で行動しなければならない。
- (2) 協力員は、撤去活動に従事する際には、周囲の安全を確認し、作業を実施しなければならない。
- (3) 協力員は、違反広告物のうちはり紙、はり札等、及び立看板等並びにその掲出のために使用されている針金、ビニールひも等を撤去する。ただし、次に掲げる広告物又は掲出物件を発見した場合は、撤去を保留し、市に報告するものとする。
  - ア 政党関係の広告物、思想・信条等に関する広告物又は掲出物件及び非営利目的の広告物又は掲出物件
  - イ 店舗等の前に掲出されている広告物又は掲出物件
- (4) 協力員は、撤去した違反広告物等を、市の指定する方法に従って市に引き渡すものとする。

(撤去報告)

第 11 条 協力員は、前条の撤去活動終了後、昭島市違反広告物撤去活動報告書（様式第 4 号）により活動内容を市長に報告するものとする。

(トラブルの対応)

第 12 条 市長は、協力員が違反広告物を撤去する際に、当該違反広告物を掲出した者等との間にトラブルが発生した場合は、撤去を中止させ、速やかに市と協議するよう指示するものとする。

(ボランティア保険の加入)

第 13 条 市は、協力員の撤去活動に係るボランティア保険に加入するものとする。

(庶務)

第 14 条 この要綱による違反広告物の撤去活動に関する庶務は、屋外広告物担当課において行う。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(1) この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 平成 17 年 12 月 1 日一部改正する。